

(5) 専修学校等で「指定学科」と認められている学校・学科について

学校教育法（昭和22.3.31法律第26号）で規定された学校と同等以上と国土交通大臣が認定しているものは、次表のとおりです。

① 指定学科の大学卒業同等と認められている学校・学科

※受験申込書（コンピュータ入力用）の学科コード番号は、「高度専門士」の方は「2」、「高度専門士」以外で下表に学校・学科がある方は「1」と記入してください。

	学 校 名	該 当 学 科	学 科 コ ー ド
あ	浅野工学専門学校	工業専門課程 建築工学科（4年制）	⑥
き	京都建築大学校	工業専門課程 建築学科（4年制）	⑥
し	職業能力開発総合大学校	長期課程 建築工学科 長期課程 建築システム工学科	⑥
	職業能力開発総合大学校 又は職業能力開発大学校	応用課程 住居・建築システム技術系 建築施工システム技術科 応用課程 居住・建築システム技術系 建築施工システム技術科 特定応用課程 居住・建築システム技術系 建築施工システム技術科	⑥
ち	中央工学校	工業専門課程 都市環境学科（4年制）	②
		工業専門課程 建築学科（4年制）	⑥
と	東海工業専門学校 金山校 (旧：あいち建築デザイン専門学校)	工業専門課程 建設工学科 昼間部（4年制） <平成9年度～12年度の入学者>	①
	東京工学院専門学校	経営工学科 電気コース	④
	専門学校東京テクニカルカレッジ	工業専門課程 建築監督科（4年制） <平成23年度以降の入学者>	⑥
に	日本工学院専門学校	工業専門課程 建築学科（4年制）	⑥
	日本工学院八王子専門学校	工科技術専門課程 建築科（4年制） 工科技術専門課程 建築学科（4年制）	⑥